

議案第 3 2 号 資料

教育委員会資料

G I G Aスクール構想端末等の取得関係

提案理由

川崎市立小学校及び中学校においてG I G Aスクール構想を推進するために必要な端末等を取得するもので、地方自治法第96条第1項第8号及び川崎市財産条例第2条の規定により、予定価格が8,000万円以上の動産の買入れを行う場合に議会の議決に付す必要があるため

契約物件	G I G Aスクール構想端末等一式
契約の方法	一般競争入札
契約金額	90,750,000円
納入期限	令和4年3月31日
納入場所	川崎市総合教育センター
契約の相手方	相模原市中央区相模原4丁目8番19号 株式会社 JMC 営業1課 課長 栗田 直記
物件の内訳	パソコン 1,500台 端末管理ツール ライセンス 1,500ライセンス
導入目的	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、「かわさきG I G Aスクール構想」の推進及び「新しい生活様式」への対応のため、川崎市立小学校及び中学校における非常勤講師等が使用するG I G A端末等を追加整備する。

【根拠規定】

1 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 1 条例を設け又は改廃すること。
 - 2 予算を定めること。
 - 3 決算を認定すること。
 - 4 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
 - 5 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
 - 6 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
 - 7 不動産を信託すること。
 - 8 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- (以下省略)

2 川崎市財産条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格80,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。